

関西単身けん

【後見制度の沿革】

- ◆ 1896年（明治29年）公布の民法で「禁治産・準禁治産制度」として規定
- ◆ 2000年4月1日施行の法改正で、成年後見制度に置き換わる

【精神上の障害のある人が対象】

- ◆ 認知症、知的障害、精神障害

【認知症高齢者の数】

- ◆ 2012年における認知症高齢者数462万人、65歳人口比15%

【法定後見と任意後見】

◆ 法定後見（認知症になってから）】

● 法定後見3つの類型

- ・ 事理弁識能力を欠く常況→後見
- ・ 事理弁識能力が著しく低下→保佐
- ・ 事理弁識能力が低下→補助

● 家庭裁判所に申し立てて始まる

- ・ 申立人となれる人

本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、  
検察官、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監  
督人。

任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人

市町村長

- ・ 誰が後見人になるかわからない、一応候補者を立てることはできる
- ・ 後見開始の審判が確定すると登記される

◆ 任意後見（認知症になる前に準備）

- 契約から始まる

- ・ 本人が、将来後見人になってもらいたいと思う人と任意後見契約（公正証書）の締結をする→登記
- ・ 認知症になったら任意後見が始まる  
（任意後見監督人選任の申立者：本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者）

## 【後見人の仕事】

### ◆ 後見人のできること

- 生活療養看護
  - ・ 介護契約・施設入所契約・医療契約等について代理
  - ・ 本人の生活に必要な費用を本人の財産から支出
- 財産管理
  - ・ 本人の財産を管理
  - ・ 財産に関する法律行為の代理
- 取消権
  - ・ 本人がした行為を取り消すことができる（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く）

### ◆ 保佐人のできること

- 同意権（本人がした次の行為に対して同意又は取消）
  - ・ お金の貸し借り
  - ・ 家や土地の売却
  - ・ クレジット契約
  - ・ 通信販売（インターネット取引を含む）及び訪問販売等による契約の締結
  - ・ 先物取引、株式の購入
  - ・ 裁判を起こすこと
  - ・ 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること
  - ・ 新築、改築、増築又は大修繕をすること  
（以上、簡略化してます）
- 代理権
  - ・ 申立てにより、特定の行為について代理権をつけることができる

◆ 補助人のできること

● 同意権

- ・ 本人がした行為のうち、審判で定めたものに限り、同意したり取り消したりすることができる

● 代理権

- ・ 申立てにより、特定の行為について代理権をつけることができる

◆ 任意後見人のできること

● 代理権

- ・ あらかじめ任意後見契約に定めた行為について本人を代理する

● 任意後見が始まるまでは、事務委任契約を結ぶこともある。

【申立の費用】

◆ 法定後見（大阪家庭裁判所に後見を申し立てる場合）

● 家庭裁判所に納める費用・・・7,390 円

（内訳：申立手数料 800 円、登記手数料 2,600 円、予納郵券 3,990 円）

● 診断書作成費用・・・数千円～8 千円

● 鑑定費用・・・3 万円～10 万円

● その他・・・専門家への報酬

◆ 任意後見

● 公証役場の手数料（任意後見契約書を作るとき）

- ・ 公証人への報酬・・・11,000 円（証書の枚数が 4 枚を超えるときは、超える 1 枚ごとに 250 円加算）
- ・ 印紙代・・・2,600 円
- ・ 登記嘱託料・・・1,400 円
- ・ 書留郵便料約・・・540 円
- ・ 正本謄本の作成手数料・・・250 円×枚数

● 任意後見が始まる時（任意後見監督人選任の申立て）

- ・ 申立手数料・・・800 円
- ・ 登記手数料・・・1,400 円
- ・ 鑑定が必要な可能性もある

## 【後見開始の審判によって失うもの】

選挙権・被選挙権、印鑑登録抹消、質屋営業許可、会社の取締役、国家公務員、公務員、教職員、医師、弁護士、税理士、建築士、行政書士、司法書士、古物営業許可その他多くの法律で成年被後見人及び被保佐人が欠格事由にあたりとされていたが、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年12月14日に施行されたことに伴い、削除・訂正が行われている。